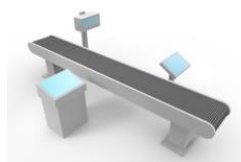


# 由利本荘市中小企業融資あっせん制度 ～マルジョウ設備特例～

市内中小企業者の設備投資を支援する「融資制度」です



## ○対象となる方

市内に1年以上住所または事業所を有し、市税を完納している

中小企業者または小規模企業者の方

## ○資金使途

市内店舗・事業所等での設備投資に要する資金

(国、県、市等より補助や助成金が支出される場合には、補助金等の額を控除した額)

例えば・・・

- 店舗・事業所で使用する機械装置等の新設・取得・改善費用
- 市内に登録する建設用車両・事業専用車両の取得費用
- 店舗・事業所・倉庫の新・増築およびリフォームに要する費用

※リフォーム費用は原則1件あたり50万円以上(老朽化による単純な修繕や原状回復は対象外)

- 自ら使用する市内事業所等の建物と同時取得する土地の購入費用

## ○貸付条件

限度額 1,000万円 ※通常マルジョウ・マルジョウ小口とは別枠です。

貸付期間 10年以内

貸付利率 年1.95% (利用者負担 年0.975% 市負担 年0.975%)

※市負担の「年0.975%」の利子補給は市が取扱金融機関に対し行います。

返済方法 割賦または一括償還

## ○保証料

全額市が負担します。

## ○申込手続

下記金融機関の市内本支店にご相談ください。

秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、

山形銀行、きらやか銀行、秋田しんせい農業協同組合

## 問い合わせ先

由利本荘市役所商工振興課 電話24-6372